

Title	大学における知的財産権の取り扱いに関する一考察
Author(s)	塚本, 芳昭; 清水, 喬雄; 西尾, 好司
Citation	年次学術大会講演要旨集, 15: 27-30
Issue Date	2000-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5814
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○塚本芳昭（東工大フロンティア創造共同研）、清水喬雄（ジェットロンドン）、
西尾好司（富士通総研）

1. はじめに

今日、国立大学における発明の帰属については、昭和 52 年 6 月の学術審議会答申に基づく同 53 年の文部省通達により原則教官等個人となっているが、特定の研究に関する発明、具体的には①応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究費（科学研究費補助金、受託研究経費、共同研究経費等）を受けておこなった研究の結果の結果生じた発明および②応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国より特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明については、その権利は国が継承することとなっている。また、学内に発明委員会という組織を設け、そこで教官等が行った発明に係る権利を国が承継するかどうかの検討がなされ、最終的に学長がその帰属を判断することとなっている。

昭和 53 年以前は特に、国立大学における発明の取り扱い方がばらばらで、特許等に係る権利の保護・活用が十分に図られなかったことから、学術審議会での審議を経て上記の方針が定められている。当時の判断としては、学術審議会答申の中で「各大学や国に特許を迅速・的確に取得・管理する能力がないままに教員の発明をすべて国等に帰属させることとすると、結果的に、優秀な発明が特許出願されなかったり、あるいは外国に逃避したりするおそれがあると言える。そこで、むしろ教員の発明に係る権利は原則として個人に帰属せしめ、その発明の早期の実用化を図り、その収益をもって研究を更に発展せしめる道を開く方が合目的的であると言える。」とし、加えて「しかしながら大学教員の研究活動の中には研究目標が明確に設定された特別の研究テーマにのっとり、かつ、特別の研究費、研究設備が投入されて実施される特別の研究活動がある。これらの研究のうち明白に応用開発を目的とする研究については、当初から職務として発明が予定されていたと解することができよう。その結果としての発明は、使用者等に帰属すべき職務発明として取り扱うべきものである。すなわち、国立大学の教員にあっては特許に関する権利は国に帰属し、公・私立大学にあってはそれぞれ大学の設置者の所有に帰属することとなる。」としている。

国立大学における発明の帰属に関する方針が定められて以来既に 20 年以上経過しているが、その間に米国では連邦政府からの資金による大学における研究の成果を連邦帰属から大学帰属に変更したほか、各大学においても大学の資金又は施設・設備を用いて生まれた発明については大学帰属とし、大学帰属の発明を TLO が権利化・ライセンスする体制が整ってきている。英国においても、従来は大学における発明は NRDC(National Research Development Corporation, 現 BTG) に譲渡され、そこで特許が管理されていたものが、現在では多くの大学に TLO が設置され、発明の帰属も大半の大学が組織帰属となってきている。また、オランダ、デンマークにおいては、最近法律改正により大学で生じる発明を個人帰属から組織帰属に変更している。一方、わが国においては平成 10 年に大学等技術移転促進法が制定・施行され、TLO の整備も進みつつあるが、国立大学の発明の帰属の取り扱いについては 20 年以上の間変更されてはいない。

国立大学については、近い将来独立した法人格を与えるエージェンシー化に移行することも見込まれているが、本稿においては、エージェンシー化以前およびエージェンシー化以後における発明の帰属のあり方について現状の問題点、諸外国の動向等を踏まえ論議することとしたい。

2. 現行の取り扱いにおける問題点

(1) 取り扱いの統一性からの問題点

国立大学における発明の取り扱いについては、1. に述べた文部省の通達が出されているが、各大学にお

いてすべてこの文部省の通達に基づいた措置がとられているわけではない。具体的には、文部省の通達ではすべての発明は学内の発明委員会にかけられ最終的に学長が発明の帰属を判断することとなっているが、大学によっては文部省の通達に反して校費や奨学寄付金に基づく発明の成果は研究者自身の判断で発明委員会にも届けることなく個人帰属とすることを認めている大学もある。今日、国立大学間で研究者が異動すること多くなっている中で、発明の取り扱いに関し研究者の間でも混乱が生ずるほか、不公平性も生じている。こうした状況を生み出しているひとつの背景として、発明委員会を機動的に運営するための労力が多大であることが挙げられるが、発明委員会の簡素化、代替措置等も検討し混乱のないよう統一した、そして明朗な措置をとることが望まれる。

(2) 発明と特許化のプロセスから見た問題点

現行の発明の取り扱いでは、発明がどのような資金に基づく研究により生まれたかにより個人帰属もしくは国帰属の判定をしているが、今日ではどの研究室でも多様な資金ソースを活用していることが多く発明がどの資金に基づくかを判定することは難しいケースが多い（注：昭和 53 年当時は大学にとって国からの特別な経費は科学研究費補助金のみであり、今日とはかなり状況が異なっている）。このため、實際上個人帰属および国帰属の判断のすべとなる活用した資金の種類については、研究者からの申告以外に判断のすべがない。また、発明はなんらかの研究資金投入をした結果として生まれるケースもあるが、研究企画の段階で発明が生み出され、研究資金を投入する以前に特許出願するケースもある。そうしたケースでは、国から特別の研究費を得て研究活動を行う場合にも研究企画の時点での発明のアイデア自体は当該の特別の研究費を得ていないため、基本的な発明は個人帰属となり、その後研究の成果は単に個人帰属となった発明の実証に活用されるだけであったり、周辺の関連発明のみ国帰属のものとなるという事態も生ずる状況となっている。

また、国からの特別な経費を活用する場合でも、応用研究（開発）か基礎研究により国帰属か個人帰属が左右されることとなっているが、応用と基礎のガイドラインもなく、またバイオ分野を中心に基礎研究が実用化に直結する状況が生まれているなかで、その判定は困難となっている。

要は現行の発明の帰属決定方式では、合理性のある帰属決定が困難な状況となっている。

(3) アカウンタビリティから見た問題点

国立大学における発明の届け出状況は、技術移転に対する社会的要請の高まりもあり平成 5 年度に 417 件であったものが平成 11 年度には 1,721 件とこの間 4 倍に急拡大をしているが、発明の帰属の原則が個人帰属であることから届け出された発明の 8 割以上は個人帰属となっている。科学技術振興による競争力強化の観点から大学に対する資金投入も増えてきているが、その成果たる発明の大半が個人に還元される仕組みのままで、大学に対する資金投入を拡大していくことに関しタックスペイヤーたる国民の理解は得られないと考えられる。一方、国帰属の特許については現在国立大学関連で約 1100 件が保有されているが、企業に対する専用実施権の設定が困難なこともありロイヤルティ収入が年間 1.9 億円程度という事実からも分かるように、技術移転面では発明を国帰属にすることは、政策面からまったく無意味であるという現実もある。（注：米国では従来連邦政府の資金を活用して大学が研究を行った成果は連邦帰属で大学の研究成果の民間への移転も活発でなかったが、1980 年のバイ・ドール法制定によりその成果の大学帰属を認めたことから大学からの民間への技術移転が急速に拡大している。）このため、大学における発明の成果の帰属に関しては、国民にも納得が得られ、技術移転の実効があがる帰属のあり方について検討することが必要となっている。

なお、個人帰属の発明に関しては、従来は企業に無償等で譲渡され企業名で出願され、発明者は教官であるにもかかわらず教官は特許に関する権利をなんら保有していないという場合が多いというのが実状であった。教官個人が出願している場合も見受けられるが、例えばバイオ関係の 1 件の発明に関する特許（外国特許を含む）を出願し維持していくコストはライフタイムで平均 900 万円程度必要とされており、事実上個人

で負担することは困難なケースが多く、こうした状況も踏まえ発明の帰属について検討する必要がある。

3. 欧米先進諸国の動向

欧米先進諸国における知的財産権の取り扱いの状況について調査した結果を表1に示す。米国では主要研究大学ではウィスコンシン大学を除いて大学の施設や資金を活用したことにより生まれる発明は、原則大学帰属となっており、連邦政府からの資金でなされた発明も従来は連邦政府帰属であったものがバイ・ドール法の制定（1980年）以来事実上大学帰属となっている。英国では主要研究大学ではケンブリッジおよびマンチェスター工科大学をのぞき大学の施設や資金を活用したことにより生まれる発明は大学帰属となっている。オックスフォードでも以前は個人帰属を認めていたこともあったが2000年からは全て大学内で生まれる発明の帰属を大学に移行させている。フランスでは、詳細は定かではないが、基本的に大学帰属となっている。ドイツでは、従来より大学教官の発明は個人帰属となっているが、連邦政府からの資金による発明は大学帰属となっているうえ、最近連邦政府の議会では大学における発明の帰属のあり方について議論が進んでいる。また、表1には載せていないがオランダとデンマークは1997年と1999年にそれぞれ法律を改正して大学での発明を個人帰属から大学帰属に変更しているし、今なお大学における発明の個人帰属を原則としているスウェーデンやフィンランドでも帰属の見なおしについての議論が進んでいると伝えられる。なお、フィンランドでも民間からのスポンサーリサーチを大学が受ける場合には事前に教官と大学がアグリーメントを結び教官帰属の発明を相手企業が利用可能なようにアレンジすることが行われるなど、組織管理のような措置がとられている（ヘルシンキ工科大学の事例）。

以上、近年の主要先進国の大学における知的財産権の取り扱いの状況を述べたが、総じて大学帰属もしくは大学による管理の方策がとられようとしている動向が窺える。

4. 知的財産権の取り扱いの方向性

昭和52年の学術審議会答申が出された時代においては、確かに国や大学における特許管理体制がなく、大学に独立した法人格を付与するエージェンシー化の議論もなかったことからいたずらに特許を国帰属にすることなく、教官個人のルートで技術移転が行われることを促す観点から個人帰属を原則としたことについては一定の合理性があるものと考えられる。しかるに1998年の大学等技術移転促進法の制定・施行以来これまでに16のTLOが設立され、不十分とはいえ大学から生まれる発明の管理体制が徐々に構築され、また近い将来国立大学自身が法人格を有するエージェンシー化に移行することが方向付けされつつある状況にあり、アカウンタビリティ、透明性、技術移転の実効性さらには技術移転に関する先進諸国の経験の事例等の観点を踏まえると中長期的には大学の施設・資金を活用したことによる発明については大学帰属ないし大学管理の方向に政策を変更していくことがひとつの方策と考えられる。ただし、現在の法人格を持たないエージェンシー化以前の状況と法人格を有するエージェンシー化後の状況では、とるべき手法も若干異なるものと思われるが、現実的な手法として以下の取り扱い方法を提案することとしたい。なお、本方式の導入は当面の間は事実上の大学帰属、大学管理を進めるとともに中長期的には大学帰属を実現するものであるが、ロイヤルティのリターンについての個人へのインセンティブを明確に導入することにより、トータルとしてアカウンタビリティ、透明性、技術移転の実効性が達成されるものと考えられる。

○エージェンシー化以後の取り扱い

- ・大学の施設・資金を活用したことによる発明について全て大学帰属とする。発明の取扱いは大学自身、大学関連のTLOもしくはその他の技術移転機関。

○エージェンシー化以前の取り扱い

- ・届け出のルール化の徹底と発明委員会の簡素化
- ・個人帰属の発明の出願に関するTLO活用の推奨
- ・国帰属の発明のTLOへの譲渡方式の確立とその実施

表 1 主要先進国の大学における知的財産権の取り扱いについて

国 名	米 国	英 国	フランス	ドイツ
大学の性格	私立大学 (1705)、公立大学 (615)	大学法人 (183)、私立大学 (1)	国立 (90、大学校含まず)	州立 (270)、私立 (65)
教官の身分	民間人、公務員	民間人	公務員	公務員、民間人
発明の帰属	原則 政府関連プロジェクト 民間からのスポンサー・リサーチ	大学帰属 (一部例外あり) 大学帰属 (LINK など企業が参加するプロジェクトでは実用化する者が権利保持) コントラクト・ベース (通常大学帰属。ただし条件次第で企業帰属も可)	大学帰属 大学帰属 (個人にトランスファー可能) コントラクト・ベース (多くの場合、原則大学と企業の共有)	教官帰属 (連邦政府) 大学、(地方政府) 教官、(EU) 大学 コントラクト・ベース (多くの場合、企業が取得)
TLO の整備状況 (性格)	132 (内部組織 9 割、財団等外部組織 1 割)	(大学の内部組織もしくは子会社)	アクティブなのは 5 (他に大学校のあり) (内部組織)	7 (内部組織、州関連機関、フランフォーファー協会)
出願コストの負担構造	大学負担	大学負担	大学負担	内部組織の場合は大学負担、その他は当該機関。
国内での議論の動向	バイ・ドール法の見直し (主要ポイントは連邦政府の資金で得られた発明から得られたロイヤルティの一部を連邦政府に還元する方式の導入) の動きがある。 スタンフォード大学の OTL は、最近一部の技術分野 (半導体、テレコミュニケーション、コンピューター等) に会員制 (10 万ドル/年、もしくは 40 万ドル/5 年) を導入。	オックスフォード大学では、徐々に個人から大学へ帰属が移行され、2000 年からは全ての発明について大学帰属。 チャリティ (Wellcome Trust 等) から大学に対する資金提供では、成果をチャリティに渡す形式にはなっていないが、成果の普及について相談することになっており、ロイヤルティの一部を還元することを求められるケースが出てきている。		現在政府レベルで発明の帰属に関し検討が進んでおり、近々関係者からのヒヤリングが開始される予定。
その他	兼業ルールは大学により異なるが週 1 日、四半期 13 日など。	兼業ルールは大学により異なるが週 1 日、年間 30 日など。	兼業ルールは 20% ルール。 教官がスピン・オフ企業の社長等になることも可能 (1999 年 7 月新法制定) だが、大学を辞職する必要有。6 年間は教授のタイトルも保持でき、その間は大学に戻ることも可能。	兼業に関しては 20% ルール。 ドイツの大学のほとんどには技術移転組織が置かれているが、大半は研究内容の紹介等大学の窓口機能を果たしているだけで、発明の発掘、権利化、ライセンスの機能を保有しているものは限られている。

出所：塚本芳昭 (東工大)、清水喬雄 (ジェトロロンドン)、西尾好司 (富士通総研) によるヒヤリング調査結果 (2000 年 8 月)